

開催日	時間	イベント名	場所	有・無料	問い合わせ先	備考
10月 1日(水) ～11月30日(日)		第22回白石市生涯学習 フェスティバル事業		無料	生涯学習課 ☎22-1343	2ページ 掲載
10月 4日(土)	10:00～	第7回鬼小十郎まつり	白石城本丸広場	観覧無料	鬼小十郎まつり 実行委員会 (企画情報課内) ☎22-1324	3ページ 掲載
10月 4日(土)	10:00～ 15:00	鬼小十郎まつり協賛茶会	すまいる広場	一席500円 子ども300円	碧水園 ☎25-7949	29ページ 掲載
10月 8日(水)	16:00～	こけし供養祭	弥治郎こけし村	供養料1,000円 (一口)	弥治郎こけし村 ☎26-3993	29ページ 掲載
10月17日(金) ～10月19日(日)	10:00～ 16:00 (最終日は ～15:00)	第11回白石城下きものまつり	壽丸屋敷・ すまいる広場・ 周辺商店街	観覧無料	白石まちづくり(株) ☎25-6054	7ページ 掲載
10月26日(日)	10:00～ 12:00	民話のつどい	専念寺	入場無料	白石民話の会 ☎26-3383	37ページ 掲載
10月26日(日)	10:00～ 15:00	碧水園茶会	碧水園	一席700円	碧水園 ☎25-7949	29ページ 掲載
11月 2日(日)	10:00～ 15:00	第6回健康福祉まつり	ホワイトキューブ	入場無料	健康推進課 ☎22-1362	5ページ 掲載



こんなときは「消費生活相談室」にご相談ください！

☎白石市消費生活相談室（市役所1階） ☎22-0783
相談日：月・水・金（祝日は休み） 9:00～16:00

消費生活相談室は、悪質商法や振り込め詐欺・商品事故・食品偽装など、さまざまな消費者問題の不安や苦情・被害などに、相談員がさまざまな事例を確認しながら相談に応じます。相談は窓口のほか、個室でも応じていますので、「怪しいな」「困ったな」というときは気軽にご相談ください。

Monthly Consultation

定例相談

相談種別	日時	会場	電話
人権擁護 行政 無料法律	10月16日(木)	10:00～15:00 市役所2階 第2会議室 10:00～15:00 市役所3階 第3会議室	生活環境課 ☎22-1314
農家	10月10日(金)	10:00～12:00 農林振興センター	農業委員会 ☎22-1256
こころの相談 もの忘れ相談	10月1日(水)	13:00～15:00 健康センター(要予約)	健康推進課 ☎22-1362
障害者	10月8日(水)・22日(水)	13:00～15:00 市役所3階 第3会議室	福祉事務所 ☎22-1400
補聴器巡回 サービス	・リオン：10月9日(木)・21日(火) ・ブルーム(旧ワイデックス)：10月28日(火)	13:00～14:00 市役所1階 東側和室	

※平成26年11月のこころの相談・もの忘れ相談は33ページに掲載しています。

相談種別	日時・会場・問い合わせ先など
いじめ相談 (アライン)	いじめ問題等対策室(市役所4階 教育委員会内) i-line@city.shiroishi.miyagi.jp【24時間メール受け付け】 ※電話相談(☎22-1350)も実施しています(毎週月～金 8:30～16:30)。
家庭児童相談	総合福祉センター 毎週月～金 8:30～16:00 ☎22-1400
高齢者総合相談 (事前連絡必要)	①地域包括支援センター(総合福祉センター内)：☎22-1466 ②在宅介護支援センター茶園：☎25-9955 ③在宅介護支援センター八宮：☎24-5222 毎週月～金 8:30～17:15
青少年相談	青少年相談センター(市役所4階) 毎週月・火・木・金 8:30～16:30 ☎22-1342(内線445)
消費生活相談	消費生活相談室 毎週月・水・金 9:00～16:00 ☎22-0783 ※平成26年6月2日(月)から、市役所1階生活環境課内に移転しました。
DV・セクハラ相談 (事前連絡必要)	男女共同参画相談支援センター(ふれあいプラザ内) 毎週月・水・金 9:00～17:00 ☎22-6035 ※電話相談も実施しています。
障がい者虐待通報	仙南地域障がい者基幹相談支援センター【24時間電話受け付け】 平日：☎0224-51-5361 夜間・休日：☎080-3326-1788 ※県南生活サポートセンターアサナテ内(大河原町)。平日は福祉事務所(☎22-1400)でも受け付けています。

あなたも狙われている!?
身近な消費者トラブル

皆さんはしつこい勧誘の電話がかかってきた事などありませんか。事業者に比べ、わたしたち消費者は、情報や専門知識、交渉力を持っていない場合が多く、トラブルに巻き込まれたり、被害にあったりしてしまふことがあります。消費生活相談室では問題解決のため、次のような事を行っています。

- ① 相談者が自ら解決できるよう、対処方法をアドバイスし、自主交渉を支援します。
- ② 若者や高齢者など、消費者本人が、事業者との交渉が困難な場合、交渉を手伝います。
- ③ 苦情や被害の発生を未然に防止するための情報を提供します。
- ④ 弁護士や司法書士など、より適切な相談機能を備えた機関を紹介します。

誰にも相談できず
あきらめていませんか?

商品や契約に関するトラブルなどの相談が寄せられます。そこで、最近相談があった内容を紹介します。

ケース1 食品を購入したら、賞味期限が切れていた。代金を取り戻したい。

対応例 窓口で詳しく状況を聞き取りさせていただき、交渉の余地があると判断。相談員から購入先のお店へ連絡を入れ、返金してもらえることがなった。また、保健所にも相談室より情報提供を行い対応してもらったこととなった。

ケース2 自宅のリフォームの契約をし、業者に工事をしてもらったが、工事の内容が依頼したとおりでなかった。どうしたらよいか分からないので相談したい。

対応例 どのようにしたいのか、今後の意向をよくお話したところ、工事を契約どおりに進めたいとのことだったので、建築士に入ってもらったため、交渉を進めた方が効果的なため、法テラスへ紹介を行い、以後は法テラスとよく相談しながら具体的な交渉をしていただくことになった。

詐欺に注意しましょう

「架空請求」や「インターネット」に関するトラブルなど、さまざまな相談があります。最近深刻なのが高齢者を狙った「悪徳商法」「劇場型投資

詐欺などで被害額も高額。いったんお金を取られてしまうとなかなか取り戻せないという被害です。消費生活相談室では、その手口や対処法などの情報を集め、さまざまな機関と連携して問題解決や被害防止に努めています。

秘密は守ります
まずは相談を!

相談員は、県内だけでなく、全国での新しい手口や被害の現状などの情報を収集しています。その情報を皆さんにお知らせしたり被害に遭わないためのポイントを紹介したりする活動もしています。困っているのはあなただけではないかもしれません。皆さんからの情報が、ほかの消費者の方の被害を未然に防ぐ大切な情報になります。

また、消費生活相談室で対応できない内容の場合、その相談内容にあった窓口を紹介いたします。消費者の皆さんが、安心して相談できる環境と、分かりやすい資料をそろえて、心に寄り添った相談をさせていただきますので、「怪しいな」「困ったな」というときは、気軽に消費生活相談室へお電話ください。